

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点	★保護者
アナフィラキシー (あり・なし) 食物アレルギー (あり・なし)		A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵黄カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖分解カルシウム 小麦：胚芽・胚乳 大豆：大豆油・醤油・味噌 コマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス F その他の配慮・管理事項(自由記述)	電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名
気管支ぜん息 (あり・なし)		A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の興る環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話： 記載日 年 月 日 医師名 医療機関名

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<p>アレルギー性皮膚炎 (あり・なし)</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面識に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、掻痒、痒疹を伴う皮膚炎 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p> <p>B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 （「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ）</p> <p>B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []</p> <p>B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A フール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>D その他の配慮・管理事項（自由記述）</p>	<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p>
<p>アレルギー性結膜炎 (あり・なし)</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ）</p> <p>B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A フール指導 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>C その他の配慮・管理事項（自由記述）</p>	<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p>
<p>アレルギー性鼻炎 (あり・なし)</p>	<p>病型・治療</p> <p>A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎（花粉症） 主な症状の時期： 春、夏、秋、冬</p> <p>B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服） 2. 鼻薬 3. ステロイド点眼薬 4. その他（ ）</p>	<p>学校生活上の留意点</p> <p>A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要</p> <p>B その他の配慮・管理事項（自由記述）</p>	<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____</p> <p>医療機関名 _____</p>

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の 作成についてのお願い

学校では、食物アレルギー疾患を有し、学校での対応が必要な児童生徒の保護者に対して「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を配布し、原因食物の除去を指導している主治医に記載していただいた「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校へ提出していただくよう求めています。

必要に応じて、保護者を通じて学校からより詳細な情報提供や指導助言をお願いすることもありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

作成にあたっての留意点について

- 1 現在の状況及び今後1年間を通じて予想される状況を記載します。
- 2 食物アレルギーは、成長とともに寛解することがあるので、毎年対応の見直しが必要です。また、症状等に変化が無い場合であっても、配慮が必要な間は、毎年新しいものを学校へ提出することになっています。また、対応に変化があった場合は、年度内でも管理指導表にてお知らせください。
- 3 記載については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」《令和元年度改訂》(財団法人日本学校保健会)を参考にしてください。

参考URL:<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

- 4 学校生活において、配慮や学校の対応が必要とする場合のみ作成するものです。
アレルギー検査が陽性でも、除去などの配慮が不要な食物については記入する必要はありません。
- 5 因食物の除去を指導している主治医が記入してください。
判断に迷う場合や、より専門的な診療が必要な場合には、専門の医療機関を受診するよう紹介してください。
- 6 緊急連絡先医療機関については、「B. アナフィラキシー病型」や「D. 緊急時に備えた処方薬 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)」に○がついている場合には、必ず記載してください。緊急時の受入れができない場合には、専門の医療機関を紹介受診し、緊急時の対応について相談するよう保護者に指導してください。
- 7 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について
過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、左のアナフィラキシー欄の「あり」に○をつけてください。
アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり症状がみられた」場合を意味します。蕁麻疹だけが見られるものは含まれません。
- 8 診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり健康保険や子育て支援医療助成制度の対象外であり、料金は医療機関により異なります。

除去根拠(必須)

一般に食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできません。実際に起きた症状と食物経口負荷試験の結果などを組み合わせて医師が総合的に診断します。したがって、学校生活管理指導表にはアレルギー検査のデータ等の記載は不要です。

食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられます。除去品目数が多いと食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「除去根拠」欄を参考に、保護者と相談しながら慎重に診断をしていく必要があります。

① 明らかな症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、除去根拠として高い位置付けになります。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性獲得(食べられるようになること)することが知られています。実際に乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子供のおよそ9割は就学前に耐性獲得するので、直近の数年以上症状が出ていない場合には、“明らかな症状の既往”は除去根拠としての意味合いを失っている可能性もあります。主な原因食物に対するアレルギーがあって、耐性獲得の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっている可能性も十分に考えられます。

② 食物経口負荷試験陽性

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は①に準じており、除去根拠として最も高い位置付けになります。ただし、①の場合と同様に主な原因食物についての数年前の負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度食べられるかどうか定期的に検討する必要があります。

③ IgE 抗体などの検査陽性

原因食物に対するIgE抗体価が高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合があります。しかし、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで、食物アレルギーを正しく診断することはできません。検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子供の方が多いのも事実です。そのような場合には記載する必要はありません。

④ 未摂取(未摂取で除去が必要な食物がある場合のみ記入してください)

小学校入学前までにクルミやカシューなどの木の実類などは食べたことがない児童もおり、食べたことがない食品を給食で提供することにより新規発症が起こることもあるので注意が必要です。

しかし、単に食べたことがないものをすべて未摂取として記述する必要はなく、アレルギーの関与が疑われる未摂取のものに関して、除去根拠④未摂取として記載します。

*学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(公益財団法人 日本学校保健会)参照

【埼玉県教育委員会】

※ 埼玉県教育委員会作成 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル【5訂】

様式集(p.14~)3より

食物アレルギー疾患のある児童生徒の主治医の皆様へ
～入間市立学校における「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記入のお願い～

入間市立小・中学校では、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を基に、下記のとおり食物アレルギー対応を行っております。

また、学校生活においては、修学旅行や調理実習など様々な教育活動で食物を扱う場合が考えられます。

つきましては、保護者からの求めに応じ「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の記入をお願いいたします。

資料7

1 学校給食における除去対応について

安全性の確保のため、原因物質の完全除去対応を原則とします。

例) 飲用牛乳は×、調理用牛乳は○の場合 ⇒ 飲用、調理用ともに×

2 完全除去を基本とした対応について

「C. 原因食物・除去根拠」に○が付いている食物については、完全除去を基本とします。

医師のコメント(例えば25mlまで摂取可能、果物の缶詰は摂取可能など)がある場合や、家庭で喫食している場合においても、以下3の場合を除き、食物の分量及び加熱による部分除去は行いません。

3 完全除去の例外対応等について

下記の項目については食物アレルギーのある児童生徒であっても基本的には摂取可能なことや、重症な食物アレルギーでなければ除去の必要がないことから、適切な栄養素の確保・生活の質の維持と併せて、調理場の負担の軽減を図るため、完全除去の例外とします。

項目	内容	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の記入にあたっての注意項目
調味料・だし・添加物	原則使用します。	重症児童生徒で「調味料・だし・添加物」の除去が必要な場合 「E. 原因食物を除去する場合より厳しい除去が必要なもの」に記載
コンタミネーション (微量混入)	学校給食は、限られた調理スペースで決められた時間内に大量の調理を行うため、調理工程及び洗浄の際に微量混入の可能性があります。また、食品加工工場等の製造過程で、微量混入の可能性も考えられます。	微量の混入でも重篤な症状が出る場合 「F. その他の配慮・管理事項」に記載

4 使用禁止食材について

入間市では、学校給食でそばとピーナッツは使用しません(校外学習等では使用の可能性があります)。

「C. 原因食物・除去根拠」がそば・ピーナッツのみの場合は、「学校生活上の留意点 A. 給食」欄は「1. 管理不要」となります。ただし、微量の混入でも重篤な症状がでる場合は、「2. 管理必要」とし、「F. その他の配慮・管理事項」に微量混入不可と記入をお願いします。また、校外学習等では使用の可能性がありますので「学校生活上の留意点 D. 宿泊を伴う校外活動」欄は、「2. 管理必要」としてください。

5 その他の留意事項

必要に応じ、保護者を通じて、学校からより詳細な情報等の追記を求められることもありますので、ご協力よろしくお願いいたします。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

活用のしおり

～保護者用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下の手順でご活用下さい。

- ①お子さんの病気（アレルギー疾患）に関して、学校での配慮・管理が必要であることを学校に申告してください。
- ②学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を受け取ってください。
- ③各疾患ごとに主治医の先生に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載をお願いしてください。
- ④記載してもらった「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校に提出してください。
- ⑤「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、学校と保護者の方とでお子さんの学校生活における配慮や管理について決定します。この際、必要に応じてさらに詳しい情報の提出をお願いすることがあります。
- ⑥病状は変化することがあります。継続して管理・指導が必要な場合は、原則として内容が同じでも毎年新しい「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してください。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は以下のような構成になっています。

- 主なアレルギー疾患を表裏一枚で記載できるようになっています。
表：食物アレルギー・アナフィラキシー、気管支ぜん息
裏：アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎
- 主治医の先生には、お子さんの疾患についての情報と、学校生活上の指示を記載してもらいます。
 - ①「病型・治療」欄：アレルギー疾患の原因や症状、服薬中の薬など、お子さんの疾患の状況が記載されます。
 - ②「学校生活上の留意点」欄：学校生活における配慮・管理すべき事項が記載されます。
 - ③緊急時の対応などのため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に記載された情報を学校の教職員全員及び関係機関等で共有する必要があります。保護者の署名をしてください。
- 日本学校保健会が運営している「学校保健」（<http://www.gakkohoken.jp>）から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をダウンロードすることもできます。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

活用のしおり

～主治医用～

学校生活管理指導表について

本表は、学校の生活においてアレルギー疾患（食物アレルギー、アナフィラキシー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎）について特別な配慮や管理が必要な児童生徒について、正しい診断に基づいて医師が作成するものです。学校の生活において特別な配慮や管理が不要な児童生徒については学校への提出は不要です。なお、学校の実状に応じて具体的対応は学校が決めることに留意してください。各疾患の記入方法の詳細については「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の各疾患の解説をご確認ください。

本表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、現在の状況および、今後1年間を通じて予測される状況を記載してください。

学校生活管理指導表の記載方法

- ①疾患名のところの（あり・なし）欄に当該疾患の有無について○をつけ、「あり」の場合、下位項目のそれぞれへの記入をお願いします。
- ②「病型・治療」欄
当該疾患の原因や症状、服用中の薬など、現在の状況を記入してください。
- ③「学校生活上の留意点」欄
学校生活における管理・配慮が必要な場合には「管理必要」に○をし、その内容について自由記述欄に記入してください。
- ④「緊急連絡先」欄の医療機関は、アナフィラキシーや重症のぜん息発作等が起こった場合の緊急時の連絡先として、必要と考えられる児童生徒等に関して地域の救急医療機関等を記入することと考えられます。必要に応じて保護者、学校と相談して記入してください。
- ⑤記載した日付、医師名および医療機関名を記入してください。

【学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）】

名前：_____ (男・女) _____年____月____日生 _____年____期 提出日：_____年____月____日

※この学校生活管理指導表は、学校の生活において発症防止や軽減を図る必要となった場合に医師が作成するものです。

アレルギー疾患	病型・治療	学校生活上の留意点		A. 治療費 費用： B. 発症頻度 C. 重症化リスク D. 緊急時対応 E. 緊急時連絡先
		留意点	留意点	
食物アレルギー	卵アレルギー (食物アレルギー) <ol style="list-style-type: none"> 卵黄 卵白 卵殻膜 	卵アレルギー (食物アレルギー) <ol style="list-style-type: none"> 卵黄 卵白 卵殻膜 	卵黄・卵白・卵殻膜 卵黄・卵白・卵殻膜 卵黄・卵白・卵殻膜	卵黄・卵白・卵殻膜 卵黄・卵白・卵殻膜 卵黄・卵白・卵殻膜
	小麦アレルギー (食物アレルギー) <ol style="list-style-type: none"> 小麦胚乳 小麦胚芽 小麦グルテン 	小麦アレルギー (食物アレルギー) <ol style="list-style-type: none"> 小麦胚乳 小麦胚芽 小麦グルテン 	小麦胚乳・小麦胚芽・小麦グルテン 小麦胚乳・小麦胚芽・小麦グルテン 小麦胚乳・小麦胚芽・小麦グルテン	小麦胚乳・小麦胚芽・小麦グルテン 小麦胚乳・小麦胚芽・小麦グルテン 小麦胚乳・小麦胚芽・小麦グルテン
	大豆アレルギー (食物アレルギー) <ol style="list-style-type: none"> 大豆 大豆胚芽 大豆油 	大豆アレルギー (食物アレルギー) <ol style="list-style-type: none"> 大豆 大豆胚芽 大豆油 	大豆・大豆胚芽・大豆油 大豆・大豆胚芽・大豆油 大豆・大豆胚芽・大豆油	大豆・大豆胚芽・大豆油 大豆・大豆胚芽・大豆油 大豆・大豆胚芽・大豆油
乳糖不耐症 (消化器疾患) <ol style="list-style-type: none"> 乳糖 	乳糖不耐症 (消化器疾患) <ol style="list-style-type: none"> 乳糖 	乳糖 乳糖 乳糖	乳糖 乳糖 乳糖	
乳糖不耐症 (消化器疾患) <ol style="list-style-type: none"> 乳糖 	乳糖不耐症 (消化器疾患) <ol style="list-style-type: none"> 乳糖 	乳糖 乳糖 乳糖	乳糖 乳糖 乳糖	

※記入上の注意

<食物アレルギー>

C. 原因食物・除去根拠

- ・診断根拠として重要なのは①明らかな症状の既往、②食物経口負荷試験陽性です。
- ・③摂取可能であるにもかかわらず、血液検査陽性だけを根拠に原因食物の除去を指示することは適切ではありません。
- ・④未摂取で除去が必要な食物がある場合のみ記入してください。

E. 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの

- ・ここに記載されている食材は、極微量のアレルゲンが含有されている程度であり、症状誘発の原因となりにくい場合基本的には除去する必要はありません。本欄に○がついた場合には給食対応が困難となりますので慎重に考慮ください。

<気管支ぜん息>

A. 症状のコントロール状態

評価項目	コントロール状態（最近1ヶ月程度）		
	良好 (すべての項目が該当)	比較的良好	不良 (いずれかの項目が該当)
軽微な症状 ^{*1}	なし	(1 ≧ 回 / 月) < 1 回 / 週	≧ 1 回 / 週
明らかな急性増悪（発作） ^{*2}	なし	なし	≧ 1 回 / 月
日常生活の制限	なし	なし（あっても軽微）	≧ 1 回 / 月
β ₂ 刺激薬の使用	なし	(1 ≧ 回 / 月) < 1 回 / 週	≧ 1 回 / 週

※1 軽微な症状とは、運動や大笑い、啼泣の後や起床時などに一過性に認められるがすぐに消失する咳やぜん鳴、短時間で覚醒することのない夜間の咳き込みなど、見落とされがちな軽い症状を指す。

※2 明らかな急性増悪（発作）とは、咳き込みやぜん鳴が昼夜にわたって持続あるいは反復し、呼吸困難を伴う典型的なぜん息症状を指す。

小児気管支喘息治療・管理ガイドライン2017より

ガイドラインと学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）は下記リンクからご覧いただけます。

<https://www.gakkohoken.jp/books>

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

活用のしおり

～教職員用～

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を用いた詳細な情報の把握

学校には、アレルギー疾患のある児童生徒等が在籍しています。これらの児童生徒等に対して、適切な取組を行うためには、個々の児童生徒に関する詳細な情報を学校の教職員全員で共有することが重要です。

管理指導表は個々の児童生徒等についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医が記載し、保護者を通じて、学校が把握するものです。

- ● ● 管理指導表は学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、以下のよう
に活用されることを想定し作成されています。 ● ● ●

- ① 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒等を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
- ② 保護者は、主治医・学校医などの医師に記載してもらい、学校に提出する。
- ③ 主なアレルギー疾患が1枚（表・裏）に記載できるようになっており、原則として一人の児童生徒等について1枚提出される。
- ④ 学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
- ⑤ 学校は提出された管理指導表を、個人情報の取り扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。
- ⑥ 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示が変化しうる場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。）
- ⑦ 食物アレルギーの児童生徒に対する給食での取組など必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。血液検査の結果を求めることは適切でない。

管理指導表には児童生徒等の健康に関わる重要な個人情報に記載されていますので、学校は管理に十分注意するとともに、情報を知った教職員は、他者にその情報を漏らさないようにする必要があります。

アレルギー疾患への対応のポイント

- 各疾患の特徴をよく知ること
- 個々の児童生徒等における症状等の特徴を把握すること
- 症状が急速に変化しうることを理解し、緊急時の対応への準備を行うこと